

議第4号議案

重度心身障害者医療費支給事業補助金の対象者の拡大を求める意見書

重度心身障害者医療費支給事業補助金の対象者の拡大を求める意見書を、ふじみ野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年12月14日

提出者 ふじみ野市議会議員

民 部 佳 代

賛成者 ふじみ野市議会議員

小 高 時 男

塚 越 洋 一

伊 藤 美 枝 子

金 濱 高 顕

ふじみ野市議会

議 長 山 田 敏 夫 様

重度心身障害者医療費支給事業補助金の対象者の拡大を求める意見書

本市では、心身障害者やその家族の経済的・精神的な負担を軽減し、生活の安定と自立を支援するため、心身障害者の医療費を助成する重度心身障害者医療費支給事業を実施しています。またこの事業の実施にあたっては、本市が支給した医療費助成金の5割に相当する額が、埼玉県から重度心身障害者医療費支給事業補助金として交付されています。

現在、本市が実施する重度心身障害者医療費支給事業の支給対象となっている精神障害者は精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人のみであり、2級の手帳所持者は対象外となっています。

しかしながら2級の手帳所持者の多くは継続的に就労することが困難であることから、その所得はかなり低い水準となっています。そのため経済的な理由から医療機関での受診を控え、障害の状態が悪化することが懸念されています。精神障害者の医療費負担の軽減は、地域において自立した生活を営むための有効な方策の一つであり、2級の手帳所持者に対しても医療費の助成を行うことが急務となっています。

一方で、埼玉県が実施する重度心身障害者医療費支給事業補助金は2級の手帳所持者が対象外であるため、本市の単独事業として実施するには財政的に困難な状況です。

よって埼玉県においては、重度心身障害者医療費支給事業補助金の対象者を拡大し、精神障害者保健福祉手帳2級の所持者もその対象に加えることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月 日

埼玉県ふじみ野市議会

提出先

埼玉県知事